二二　パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二三　ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二四　キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二五　トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二六　ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とベリーズ政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二七　パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二八　返納を命じた旅券を無効とする件　二三　六
二九　不正取得された無効旅券の告示　二七　三
三〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二七　三
三一　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二七　17　二九　三

○財務省

一　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　五　二
二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　五　1　三
三　山口県平生港は開港でなくなった件　七　二
四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　一
五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　二
六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　三
七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　三
八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　4　四
九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　四
一〇　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　九　三
一一　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　九　三
一二―一八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一四　7　一七
一九―二一　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一四　7　二三
二二―二四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一四　7　二四
二五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　七
二六　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二三　七
二七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　19　一六
二八　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件　三〇　二
二九　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　三〇　20　一〇六

○財務省、農林水産省

一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　一
二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　二
三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一九　三

○文部科学省

一　有形文化財を重要文化財に指定する件　九　5　八六
二　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　一四　一
三　有形文化財を重要文化財に指定する件　一五　8　五〇